

令和3年度
大子町行政評価報告書

令和3年11月
大 子 町

【目 次】

1	行政評価の位置づけ	1
2	行政評価実施の効果	1
3	行政評価の種類	1
4	行政評価の手法	1
	(1) 評価対象事業の選定	
	(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施	
	(3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施	
	(4) 評価結果の議会への報告及び公表	
5	事務事業評価結果	2～27
	太子町行政評価実施要綱	28～29

大子町の行政評価

1 行政評価の位置付け

本町における行政評価制度は、「第6次大子町総合計画」で示されている、町が行う事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から客観的に分析し検証を行い、事務事業の効果的かつ効率的な推進及び行政運営の透明化を確保することを目的としています。

なお、評価結果については、次年度以降の事務事業の取組みに反映させ、効果的な事業の展開を図るとともに、町民に広く公表し情報の共有を図ることで、計画の進行管理を確保することとしています。

2 行政評価実施の効果

行政評価を実施すること、また、評価結果を町の施策に適切に反映させていくことにより、以下のような効果が期待されます。

【期待される効果】

- ① 町民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の向上
- ② 町民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ③ 町民の視点に立った成果重視の行政への転換

3 行政評価の種類

行政評価は一般的に、評価対象とされる町の総合計画の段階によって「政策評価」、「施策評価」及び「事務事業評価」の3つに区分されます。

区 分	内 容
政策評価	町の発展に向けた基本的な方向性を示す政策（「第6次大子町総合計画」の「基本構想」で示されている「5つの重点戦略」及び「基本計画の推進方向」で示された各政策）を評価するもの。
施策評価	政策を実現するために総合的・体系的に示された各分野において取り組むべき施策（「第6次大子町総合計画」の「基本計画」で示されている各施策）を評価するもの。
事務事業評価	施策の目的を実現するための具体的な手段である事務事業（「第6次大子町総合計画」の「実施計画」に記載された具体的な事業）を評価するもの。

本年度に実施する行政評価は、町の取組みの基本的な単位であり、町民や職員にとって最も身近である「事務事業」を評価する「事務事業評価」とします。

4 行政評価の手法

(1) 評価対象事業の選定

スクラップアンドビルドを意識した事業で大子町行政評価実施要綱第2条に基づき、副町長が選定した事務事業とします。

(2) 事務事業評価調査書の作成及び一次評価の実施

各課等の担当者は、選定された評価対象事業の事務事業評価調査書を作成し、所属長のチェックを受けた後、まちづくり課に提出します。

(3) 事務事業評価委員会による二次評価の実施

大子町事務事業評価委員会（副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長及び財政課長で組織）は、各課等から提出された事務事業評価調査書の審査を行います。

(4) 評価結果の議会への報告及び公表

評価結果の内容については、町議会で報告し、町ホームページで広く公表します。

令和3年度事務事業評価総括票

1 継続（現行どおり） 2 見直し（拡充） 3 見直し（縮小） 4 見直し（改善）
5 他事業と統合する 6 休止又は廃止

No.	担当課	事業名	総合評価		評価コメント等
			一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
1	総務課	行政連絡員設置事業	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・区長・連絡班長ともに担い手不足が課題である。 ・行政以外の回覧や集金業務などの負担も行政連絡班への加入率低迷の理由の一つと思われるため、業務内容や報酬等を含め内容の変更を検討し、改善を図ること。
2	まちづくり課	だいが子育て支援ネットワーク事業	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・事業の位置づけや補助金額の妥当性について、厳正な検証を行う必要がある。 ・所管課を見直すとともに、類似事業との連携及び統一化、補助金額の妥当性も含め検討すること。
3	まちづくり課	教育旅行推進事業	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・受け入れ家庭の状況の変化や新しい生活様式が主流となる中で、事業の廃止も視野に入れた見直しを検討すること。
4	まちづくり課	大子町薪ストーブ等設置費補助金	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・SDGsの基本的方向性に沿った事業であり、森林資源の活用と脱炭素社会の取組に合致している事業である。利用者ニーズに合った制度設計への転換が必要である。 ・所管課の変更や補助金額の見直し、PRの方法も含め、制度全体の改善を図ること。
5	税務課	口座振替利用者サービス業務	6休止又は廃止	6休止又は廃止	・口座振替利用促進について一定の役割を果たしてきた事業であり、所期の目的は達成したと考えられる。 ・公平性の観点からも廃止が妥当である。
6	農林課	森林公園（自然ふれあいの森）施設改修工事	2見直し（拡充）	2見直し（拡充）	・町の重要施策としてアウトドア関連事業を推進する観点から、グリーンヴィラの連携等による事業拡充が必要である。 ・費用対効果を勘案し、利用者の多いエリア、少ないエリアで区別して改修するなど、管理方法を検討すること。
7	農林課	大子町土地改良事業補助金	2見直し（拡充）	2見直し（拡充）	・担い手確保及び耕作放棄地の低減のため、制度の拡充が必要である。 ・新規就農者への支援拡充を図るために要綱を見直し、使い勝手の良い補助メニューを検討すること。
8	農業委員会事務局	農地流動化借り手助成金	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・新規就農者を含めた担い手確保に有効な事業として、再構築すべきと考える。 ・農業に意欲のある担い手が積極的に農地の集積を図れるよう要項を見直し、有効な補助制度を検討すること。
9	観光商工課	街路灯整備支援事業補助金	6休止又は廃止	6休止又は廃止	・所期の目的を達成したと判断し、廃止が妥当である。
10	建設課	空き家バンクリフォーム助成金	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・空き家バンク制度の運用（ソフト）と助成金交付（ハード）を、各所管課の連絡調整により対応するのが適当と考える。 ・現行制度では、同一物件に対し、所有者と使用者のそれぞれで活用ができることになっており、要件によっては二重支出となることもあるため、制度の見直しを図ること。
11	建設課	湯の里公園管理運営費	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・現在の試験的運用の効果検証を受けて、今後の方向性を導くべきと考える。 ・久慈川緊急治水プロジェクトにより、河川形状が変化することから、今後はその進捗により見直しや改善を図る必要がある。
12	福祉課	ファミリーサポートセンター事業	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・少子化の進む本町において、安心して子育てができる環境づくりは重要課題であるため、広く町民への周知を図る広報活動をさらに進める必要がある。 ・現在保育料は無償化となっており、制度の活用に対し抵抗感があるものと考えられることから、利用料の無料化も視野に検討する必要がある。
13	福祉課	みまもりサービス事業	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・今後も独居高齢者は増加傾向にあるため、多様な見守りサービス内容を精査し、対象者に合ったサービスを実施するなど制度を見直し、魅力ある支援を行う必要がある。 ・過去6年間の効果検証を行い、真に利用者ニーズに沿った制度に改善すること。
14	健康増進課	健康づくりポイント事業	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・アフターコロナとして需要は再び高まることが期待できるため、更に内容の充実を図る必要がある。 ・事業の目的や参加の意義について周知するとともに、時代に合わせた事業内容（動画コンテンツの充実やオンラインでの開催など）についても検討すること。
15	生活環境課	大子町交通安全母の会連合会補助金	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・児童・生徒の減少に伴い、各地区母の会の存続も難しくなっているため、交通安全母の会連合会の組織のあり方や事業内容の精査が必要である。 ・事業を見直し、会員の負担軽減を図りながら、理想とされる自主活動に向けて団体との調整を進めること。
16	生活環境課	畜場運営業務	4見直し（改善）	4見直し（改善）	・火葬場・畜場は町にとって必要不可欠なものであるため、不測の事態を想定するなど、畜場運営の方策を検討していく必要がある。 ・管理運営方法の検証により指定管理の導入検討も必要であると思われるが、町民サービスの維持、費用対効果など多面的に充分検証し、結論を見いだすこと。
17	議会事務局	FMだいが議会議中継放送事業	1継続（現行どおり）	1継続（現行どおり）	・現在、各地方自治体の議会は、概ねインターネットで公開しているが、当町は高齢者の割合が高く、ネット環境が整っていない世帯も相当あることが推測できる。ラジオは、全世帯に配布されており、有効性に異議はない。 ・町民サービスを考えるのであれば、FM放送枠に議会運営を合わせるのではなく、FM放送の延長を検討すること。
18	教委・学校教育担当	大子町教育振興大会	3見直し（縮小）	3見直し（縮小）	・教職員や担当者の負担軽減を図る必要がある。 ・事業縮小や他事業（中高生の主張大会や交通安全町民大会等）との統合を含め、効率的な運営について検討すること。
19	教委・生涯学習担当	公民館講座の開設	2見直し（拡充）	2見直し（拡充）	・アフターコロナに向け、再開の準備や計画を十分に備えておく必要がある。 ・町民のニーズを把握するとともに、新しい生活スタイルに対応するためオンライン開催を検討するなど、講座内容について工夫を図ること。
20	教委・生涯学習担当	大子町青少年育成町民会議補助金	3見直し（縮小）	3見直し（縮小）	・会費の廃止による影響や運営縮小について検討した上で、最小限の資金で最大限の効果となるよう必要な事業に絞り、効率的に運用すること。
21	水道課	基金等の運用	4見直し（改善）	1継続（現行どおり）	・原資が留保資金のため、使用することは当たらないが、町が営む企業会計であり、資金運用に当たってはリスクを回避しなければならない。 ・低金利ではあるが、現行どおり金利入札による定期預金を継続すべきである。ただし、今後も研究は続けること。

令和3年度事務事業評価総括票

- 1 継続（現行どおり） 2 見直し（拡充） 3 見直し（縮小） 4 見直し（改善）
 5 他事業と統合する 6 休止又は廃止

No.	担当課	事業名	総合評価		評価コメント等
			一次評価 (担当課評価)	二次評価 (委員会評価)	
22	消防本部	住宅用火災警報器の設置推進	1継続（現行どおり）	4見直し（改善）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安心安全の確保のために、効果的な普及方法を講じることが急務と考える。 ・アプリでの通知やSNSの活用など有効な広報手段を検討すること。
23	消防本部	消防施設・設備の整備	1継続（現行どおり）	1継続（現行どおり）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利確保は消火活動の大前提である。今後も防火水槽設置に関する整備を計画的に進めていくこと。
24	消防本部	救急救命士の新規養成事業	1継続（現行どおり）	評価委員会対象外	—

No.	1
-----	---

担当課等	総務課 総務担当
------	----------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第5章 交流と協働による、魅力あふれ健全で持続可能なまちづくり。
	(1) 住民とともに築く自立したまちづくりの推進
	③ 住民との協働によるまちづくりの推進

I 事務事業の内容

事務事業名	行政連絡員設置事業	
事務事業内容	対象	区長（66人）、連絡班長（537人）
	目的	町民と町の行政機関における事務の相互連絡等を迅速かつ適正に保持する。
	実施方法及び執行計画	町の大字の区域を区とし、区に区長を置く（大字の区域の広さ又は地域の実情に応じ、2以上の区とすることができる。）。区に連絡班を置き、連絡班に連絡班長を置く。 区長及び連絡班長に対し、均等割及び世帯割により報酬・謝金を支給する。大字町区長会の研修視察その他の事業の円滑な運営のため、補助金を交付する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	2	総務費	
	項	1	総務管理費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	1	一般管理費	
	事業名		一般管理費（総務課庶務分）	行政区長設置条例、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する規則

III 事業費

開始： 昭和30年度

終了：

（単位：千円）

年度	事業費（予算）	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	22,839	0	0	0	0	22,839

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

行政との連絡調整等の業務のみならず、地域のコミュニティ形成にとっても重要であり、諸問題の解決に努め、今後も引き続き当該事業の推進に力を入れていきたい。

No.	2
-----	---

担当課等	まちづくり課
------	--------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第2章 未来を担う心豊かな人を育むまちづくり
	(2) 未来を担う子育てを支援するまちづくりの推進
	① 安心して子育てができる環境づくり

I 事務事業の内容

事務事業名		だいき子育て支援ネットワーク団体補助金
事務事業内容	対象	子育て支援と地域活性化に貢献する団体
	目的	子育て支援事業のサポートや地域との交流により、地域ぐるみでの子育てを推進する。
	実施方法及び執行計画	学校や行政の手の届かない放課後や長期の休みにおいて、子供たちと地域住民など地域交流や世代間交流により子育てを支援する当団体に対して運営補助を行う。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	2	総務費	
	項	1	総務管理費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	11	地域振興費	大子町補助金等交付規則
	事業名		地域振興費（まちづくり課分）	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	1,200	0	0	0	0	1,200

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

活動内容が子育て支援の一環であるため、所管課の見直しは必要と考える。また、費用対効果が把握しにくいこともあり補助金額の妥当性についても検討が必要と思われる。

No.	3
-----	---

担当課等	まちづくり課
------	--------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第4章 地域の資源を紡ぎ、町のストーリーとして発信するまちづくり
	(1) 豊かな地域資源や交流から、新たな魅力を創出するまちづくりの推進
	③ 多様な交流の推進

I 事務事業の内容

事務事業名		教育旅行推進事業
事務事業内容	対象	町内の農家，体験施設等
	目的	教育旅行（農家民泊）の受入により、地域経済の活性化、地域コミュニティの振興を図る。
	実施方法及び執行計画	教育旅行の誘致、普及啓発、受入家庭の募集を行うとともに、各家庭と学校との連絡調整を行う。 （一社）常陸太田観光物産協会が常陸太田市、常陸大宮市、日立市、大子町の4市の協議会（12団体）と連携し、事業全体のコーディネートを行っている。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		過疎計画における事業名
	款		
	項		根拠法令（条例，要綱等）
	目		
	事業名		

III 事業費

開始：平成22年度

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	0	0	0	0	0	0

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

受入家庭の確保に努めるとともに、庶務業務における町の役割を整理するなど、今後の世情を踏まえた上での体制整備が必要と考える。

No.	4
-----	---

担当課等	まちづくり課
------	--------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(2) 持続可能で快適なまちづくりの推進
	② 環境に配慮した循環型社会への転換

I 事務事業の内容

事務事業名		大子町薪ストーブ等設置費補助金
事務事業内容	対象	薪ストーブを設置した個人、法人
	目的	森林資源の利活用を促進し、低炭素社会の構築及び地域林業の活性化
	実施方法及び執行計画	住宅等に薪ストーブ、ペレットストーブなど暖房効果のある器具を設置した者に対し、設置した費用について50,000円を限度に補助金を交付する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	2	総務費	薪ストーブ等設置費補助金
	項	1	総務管理費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	11	地域振興費	大子町薪ストーブ等設置費補助金交付規則
	事業名		地域振興費（まちづくり課分）	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	300	0	0	0	0	300

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

森林資源の活用と脱炭素社会への取組として今後も推進していかなければならない事業であるが、推進する所管課の見直しが必要と考える。また、補助金額については、市場の動向を踏まえた上で将来的な見直しを検討する必要がある。

No.	5
-----	---

担当課等	税務課
------	-----

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第5章 交流と協働による、魅力あふれ健全で持続可能なまちづくり。
	(1) 住民とともに築く自立したまちづくりの推進
	② 健全な財政運営の推進

I 事務事業の内容

事務事業名	口座振替利用者サービス業務	
事務事業内容	対象	口座振替を利用する固定資産税の納税義務者
	目的	口座振替利用率の向上
	実施方法及び執行計画	固定資産税の口座振替利用者に対し、森林の温泉、フォレスパ大子及び道の駅「奥久慈大子」の温泉無料券1枚を納税通知書等に同封する。利用期限は、発行の日から翌年の2月末日までとし、別途入湯税100円は利用者負担とする。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名	
	款	2	総務費	
	項	2	徴税费	根拠法令（条例，要綱等）
	目	2	賦課徴収費	令和3年度固定資産税口座振替利用者サービス業務委託実施要領
	事業名		賦課徴収費	

III 事業費

開始：平成29年度

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	600	0	0	0	0	600

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

町税の収納率の向上に加え、町営の温泉施設の利用促進への効果も期待された事業。開始から相当年が経過し口座振替利用促進については一定の役割を果たしてきたが、新規申請者を対象とするものではなく、また口座振替不能が続く者に対しても利用券が配布されるなど制度に疑問が生じている。これらのことから、当該事業を廃止したうえで総合計画の目標達成に向けた新たな取り組みを検討すべきと考える。

No.	6
-----	---

担当課等	農林課 林政担当
------	----------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第3章 元気、にぎわい、活力ある産業を創造するまちづくり
	(1) 農林業や中小企業への支援を強化し活力に満ちた豊かなまちづくりの推進
	② 林業の振興と豊かな森林の保全

I 事務事業の内容

事務事業名	森林公園（自然ふれあいの森）施設改修工事	
事務事業内容	対象	自然ふれあいの森遊歩道転落防止柵
	目的	自然ふれあいの森の遊歩道利用者の安全を確保するため。
	実施方法及び執行計画	自然ふれあいの森の遊歩道に設置されている木製転落防止柵の老朽化に伴い、改修を行う。 既設転落防止柵の腐食が年々進行していることから、利用者の安全を確保するためにも計画的な改修が必要となる。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	5 農林水産業費	
	項	2 林業費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	4 林業施設管理費	
	事業名	林業施設管理費	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	3,124	0	0	0	0	3,124

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

利用者は、駐車場又はグリーンヴィラから東屋付近までが多いことから、当該エリアの安全対策については、迅速な対応が必要である。また、利用客が少ないエリアは天然林化を図ることで、一時的な改修等経費は増えるものの、長期的には、管理費等を削減したうえで、利用客の増加を見込める。

No.	7
-----	---

担当課等	農林課 農政担当
------	----------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合 計画	第3章 元気、にぎわい、活力ある産業を創造するまちづくり
	(1) 農林業や中小企業への支援を強化し活力に満ちた豊かなまちづくりの推進
	① 活力ある農業の振興

I 事務事業の内容

事務事業名	大子町土地改良事業費補助金	
事務事業内容	対象	農業用施設及び農地（水田等）
	目的	食糧生産の維持増進及び農業経営の合理化を図るため、農業用施設等を整備することにより、農業の発展と耕作に必要な安定的な水の確保を図る。
	実施方法及び 執行計画	<p>小規模基盤整備事業費補助金として事業費の6割を町単独補助する。</p> <p>H31年度：4件 1,465,000円 H30年度：2件 978,480円 H29年度：4件 2,432,912円 H28年度：2件 666,856円 H27年度：1件 1,000,000円 補助金額：平均3件1,128千円</p> <p>今年度予定額：600千円×60%×3件=1,080千円</p>

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	5 農林水産業費	
	項	1 農業費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	8 土地改良費	大子町土地改良事業補助金交付要項
	事業名	土地改良費（農林課分）	

III 事業費

開始： 昭和35年

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	1,080	0	0	0	0	1,080

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

担い手の確保するため、新規就農者への支援を充実させていくため事業の見直し（拡充）が必要。
--

No.	8
-----	---

担当課等	農業委員会事務局
------	----------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第3章 元気、にぎわい、活力ある産業を創造するまちづくり
	(1) 農林業や中小企業への支援を強化し活力に満ちた豊かなまちづくりの推進
	① 活力ある農業の振興

I 事務事業の内容

事務事業名		農地流動化借り手助成金
事務事業内容	対象	農業規模拡大を図る農業従事者
	目的	町内の農地流動化を促進し、中核農家等の育成を図る。
	実施方法及び執行計画	町内において、既に30a以上の農用地を耕作している農業者で、新たに10a以上の農用地に農業基盤強化促進法の規定に基づき3年以上の利用権を設定した借り手に対して1a当たり2,000円助成する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	5	農林水産費	
	項	1	農業費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	1	農業委員会費	大子農地流動化借り手助成金交付要綱
	事業名		農地流動化借り手助成金	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	800	0	0	0	0	800

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

認定農業者等の担い手に対し，農業委員会の立場で農地集積を図っていくうえでも必要な事業である。

No.	9
-----	---

担当課等	観光商工課
------	-------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第3章 元気、にぎわい、活力ある産業を創造するまちづくり
	(1) 農林業や中小企業への支援を強化し活力に満ちた豊かなまちづくりの推進
	③ 地域に活力をもたらす商工業の振興

I 事務事業の内容

事務事業名	街路灯整備支援事業補助金	
事務事業内容	対象	町街路灯組合
	目的	町街路灯LED化への補助
	実施方法及び執行計画	20,000円×50基=1,000,000円 対象経費：LED電球購入費及び取付工事費 補助金額：街路灯1基あたり補助対象経費の2分の1以内の額とし、20,000円を限度とする。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	6 商工費	
	項	1 商工費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	2 商工振興費	大子町街路灯整備支援事業補助金交付要綱
	事業名	街路灯整備支援事業	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	1,000	0	0	0	0	1,000

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

制度創設から5年が経過し、申請は2件ではあったものの、一定の成果はあったものと考えられることから、令和3年度においては廃止が妥当である。街路灯組合の負担が大きいことから、今後も申請は無いことが予想される。数年後に要望が顕在化し、街路灯組合による機器更新事業が計画された時点で再度事業化するのが望ましい。

No.	10
-----	----

担当課等	建設課
------	-----

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第3章 元気、にぎわい、活力ある産業を創造するまちづくり
	(2) 生き生きと働き、活躍できるまちづくりの推進
	③ 移住・定住のための環境整備

I 事務事業の内容

事務事業名		空き家バンクリフォーム助成金
事務事業内容	対象	空き家バンクに登録された空き家を町内建設業者によりリフォームする者（入居者、所有者）
	目的	空き家の利活用促進のため、空き家バンクに登録された空き家のリフォームを行う者に対し工事費の助成を行なうもの。
	実施方法及び執行計画	空き家バンクリフォーム助成金交付要綱に基づき、大子町内の空き家バンクに登録された空き家をリフォームする者に工事費の一部を助成する。 助成額 空き家等登録者 工事費×50% 限度額500千円 利用登録者 工事費×50% 限度額700千円

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名	
	款	7	土木費	
	項	1	土木管理費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	1	土木総務費	空き家バンクリフォーム助成金交付要綱
	事業名	空き家バンクリフォーム助成金		

III 事業費

開始： 1

終了： -

（単位：千円）

年度	事業費（予算）	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	10,000	0	0	0	0	10,000

IV 担当所属長意見（必要性、緊急性等を含む）

利用者の事務手続きを考えると1つの担当課で済めば利用者の負担が軽減されると思われます。

No.	11
-----	----

担当課等	建設課
------	-----

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(2) 持続可能で快適なまちづくりの推進
	④ 快適な居住環境の整備

I 事務事業の内容

事務事業名		湯の里公園管理運営費
事務事業内容	対象	湯の里公園
	目的	水辺空間を活用して豊かな自然に親しむ場を提供し、町民の余暇の活用及び健康の増進を図るもの。
	実施方法及び執行計画	来訪者の自由利用のほか、行為許可により各種イベントなどに活用する。環境整備のため除草、トイレなどの清掃、浄化槽の維持管理を業務委託により実施している。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名	
	款	7	土木費	
	項	4	都市計画費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	1	都市計画総務費	湯の里公園の設置及び管理に関する条例
	事業名	湯の里公園管理運営費		

III 事業費

開始： H19

終了： -

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	701	0	0	0	0	701

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

近年の利用状況を見ると新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響もあり、イベントも限られておりますが鮎釣り客の駐車場やよさこい祭りの会場など観光振興を目的とした利用が多いので公園ではなくイベント広場としての活用が良いと思われまます。

No.	12
-----	----

担当課等	福祉課 社会福祉担当
------	------------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第2章 未来を担う心豊かな人を育むまちづくり
	(2) 未来を担う子育てを支援するまちづくりの推進
	① 安心して子育てができる環境づくり

I 事務事業の内容

事務事業名	ファミリーサポートセンター事業	
事務事業内容	対象	子育て世帯（主に小学生児童の保護者）
	目的	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
	実施方法及び執行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間事業月数：12月， 開設日：月曜日～金曜日 7：00～17：00 ・ コーディネーター1人， 補助員2人 ・ 太子町社会福祉協議会に業務委託

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	民生費	
	項	児童福祉費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	児童福祉総務費	ファミリー・サポート・センター事業実施要綱
	事業名	ファミリーサポートセンター事業	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	1,800	600	600	0	0	600

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

子育て支援事業の一環として、子ども子育て支援計画にも位置付けられており、本町においては、平成28年度から社会福祉協議会に業務委託しスタートしたが、利用実績が伸び悩んでいる。今後も力を入れたい事業のひとつであるため、町民への周知の徹底と利用しやすい環境作りが必要である。

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(3) 誰もが健やかに暮らせる安心なまちづくりの推進
	① 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

I 事務事業の内容

事務事業名		みまもりサービス事業
事務事業内容	対象	
	目的	ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、又は電話をかけることで、安否の確認を行い、孤独感の解消を図る
	実施方法及び執行計画	郵便局のみまもり訪問サービス（郵便局員による毎月の訪問サービス）及びみまもり電話サービス（自動音声による毎日の電話での安否確認サービス）を利用して、町から郵便局に事業を委託する形で実施する。 なお、郵便局が提供するサービスの対価は、全て町が負担する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款		民生費	
	項		社会福祉費	根拠法令（条例，要綱等）
	目		高齢者福祉対策費	みまもりサービス事業実施要綱
	事業名		高齢者福祉対策費（福祉課分）	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費（予算）	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	4,722	0	0	0	0	4,722

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

技術の進化により、見守りサービスも多種多様なものがある状況となっている。サービス内容の重複部分もあるが、郵便局の見守りサービスが重視している「人と人の接触」についても考慮したい。今後は、利用者である町民がサービスを「選択」する形が良いと思うので、他サービスの内容を精査した上で、本事業の今後のあり方を関係者で検討していきたい。

No.	14
-----	----

担当課等	健康増進課
------	-------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(3) 誰もが健やかに暮らせる安心なまちづくりの推進
	⑤ 病気を予防する健康づくりの推進

I 事務事業の内容

事務事業名	健康づくりポイント事業	
事務事業内容	対象	20歳以上の町民
	目的	健康づくりへの取り組みに対し、ポイントを付与し、報奨品を贈呈することで、健康づくりへの動機づけとその継続を図り、町民の健康増進、疾病予防、介護予防につなげる。
	実施方法及び執行計画	ポイントカードを1人に1枚発行し、健康づくり事業（健診、がん検診、各種健康教室、各地区歩く会、大子町民グラウンドゴルフ等）に参加した者にポイントを付与する。累計ポイントにより報奨品（5ポイント以上1,000円、8ポイント以上2,000円、12ポイント以上3,000円相当の健康グッズまたは特産品を想定）を贈呈し、取り組みを称賛する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名	
	款	4	衛生費	
	項	1	保健衛生費	根拠法令（条例、要綱等）
	目	2	予防費	
	事業名		予防費	

III 事業費

開始： H29

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	1,458	0	0	0	0	1,458

IV 担当所属長意見（必要性、緊急性等を含む）

参加者が増えないことについては、令和元年度は台風19号による水害、R2年度は新型コロナウイルスの影響で事業の中止、外出自粛があったことの影響を受けている。毎年度末には関係課とアンケート結果の分析や対象事業を増やす、カード発行場所を増やすなどの見直しを行っているので、今後も見直しをしながら推進していきたい。

No.	15
-----	----

担当課等	生活環境課
------	-------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(1) 災害に強く安全なまちづくりの推進
	③ 交通安全対策の推進

I 事務事業の内容

事務事業名	大子町交通安全母の会連合会補助金	
事務事業内容	対象	大子町交通安全母の会連合会補助金
	目的	交通安全意識の高揚と啓発を図るため、各種交通安全教室や研修会等の開催、チラシ・広報紙の発行や立哨指導等の交通安全活動に対し、補助金を交付する。
	実施方法及び執行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 春及び秋の全国交通安全活動 ・ 夏及び年末の交通事故防止県民運動 ・ 児童生徒又は高齢者に対する交通安全教室を開催 ・ 交通安全町民大会を開催又は交通安全県民大会に参加 ・ 子育て又は高齢者世帯を訪問 ・ 県民交通災害共済加入推進

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名	
	款	2	総務費	
	項	1	総務管理費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	9	交通安全推進費	大子町補助金等交付規則
	事業名	交通安全推進費		

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	936	0	0	0	0	936

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

課題を整理し団体の理解を得て自主活動に移行。

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第5章 交流と協働による、魅力あふれ健全で持続可能なまちづくり。
	(2) 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまちづくりの推進
	① 生活に密着した地域の環境保全

I 事務事業の内容

事務事業名		斎場運営業務
事務事業内容	対象	斎場利用者
	目的	斎場利用者の利便性の向上を図り、公衆衛生の向上及び町民の福祉増進に寄与する。
	実施方法及び執行計画	計画的な改修や施設設備の充実を図り、適切な維持管理を行う。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	衛生費	
	項	保険衛生費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	斎場費	大子町斎場条例大子町斎場条例施行規則
	事業名	斎場費	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	31,043	0	0	0	14,236	16,807

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

斎場利用者の利便性向上のため見直しが必要。

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第4章 地域の資源を紡ぎ、町のストーリーとして発信するまちづくり
	(2) 地域資源を活かし、まちの魅力を戦略的に発信するまちづくりの推進
	① 効果的・効率的な行政運営の推進

I 事務事業の内容

事務事業名		FMだいがり議会中継放送事業
事務事業内容	対象	大子町議会定例会一般質問
	目的	多くの町民に議会の内容を発信・周知することにより、議会に対する関心度を高め、併せて議会改革推進による開かれた議会の実現を目指す。
	実施方法及び執行計画	定例会一般質問の状況を「FMだいがり」の放送（生放送及び録音放送）により町民へ発信する。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	1	議会費	
	項	1	議会費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	1	議会費	
	事業名		議会音声放送業務	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	3,806	0	0	0	0	3,806

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

議会活動の中で比較的関心の高い一般質問を、FM放送という公平な媒体手段でリアルタイムで提供することは、開かれた議会の実現のために有効な手段である。聴取率の把握には困難があるが、町民に浸透するよう努めていきたい。

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第2章 未来を担う心豊かな人を育むまちづくり
	(1) 人と文化を育む心豊かなまちづくりの推進
	① 豊かな人間性を育む学校教育の充実

I 事務事業の内容

事務事業名	大子町教育振興大会	
事務事業内容	対象	教育関係者全般
	目的	・永年にわたり教育活動に献身的な努力と、多大なる功績をあげられた方々に深甚なる感謝の意を捧げるとともに、地域の教育振興に積極的に努力され、実績をあげられた教育関係者の表彰を行い、時代の進展に対応する教育文化の向上発展と教育関係者における協力体制の強化推進に寄与する。
	実施方法及び執行計画	・大会要項及び表彰等運用基準に基づき、被表彰者を決定して表彰を行う。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	9 教育費	
	項	1 教育総務費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	2 事務局費	
	事業名	事務局費	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 （予算）	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	292	0	0	0	0	292

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

これまでの大会では、多くの参加者を集めるため各学校の先生方にも出席を依頼していたが、先生方にとっては通常業務の負担となっていた。また、学校教育担当としては、大会講師の手配や来賓への出席依頼等事務負担が大きい事業でもある。教師の働き方改革の推進、事務負担の軽減のためにも、今後は功績者表彰のみに事業を縮小し、表彰を効果的に広報周知することで、教育関係者の教育振興に対する意識高揚を図っていくべきと考える。

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第2章 未来を担う心豊かな人を育むまちづくり
	(1) 人と文化を育む心豊かなまちづくりの推進
	② 生涯にわたり学習できる環境の整備

I 事務事業の内容

事務事業名	公民館講座の開設	
事務事業内容	対象	町内に在住又は通勤・通学している高校生以上の方
	目的	町民一人一人が、健康で豊かな生活を営むことや仕事に役立つ知識や技術を身に着けたり、生きがいのある充実した人生にするための学習プログラムを提供する。
	実施方法及び執行計画	・公民館施設を利用し実施している。講座の内容等については、教育委員会事務局生涯学習担当内に、社会教育指導員（会計年度職員）を配置し年間計画を立て実施している。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	9 教育費	8 教育の振興
	項	5 社会教育費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	5 生涯学習推進費	
	事業名	生涯学習推進費	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	550	0	0	0	0	550

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

・町民のニーズに沿った講座の開設は、積極的に対応すべきと考えます。

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第2章 未来を担う心豊かな人を育むまちづくり
	(1) 人と文化を育む心豊かなまちづくりの推進
	⑤ 青少年の健全育成

I 事務事業の内容

事務事業名		大子町青少年育成町民会議補助金
事務事業内容	対象	大子町青少年育成町民会議
	目的	各種事業を展開し大子町青少年の健全育成に寄与する。
	実施方法及び執行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生の主張大会 ・ 我が家の作文コンクールを開催し入選作品の作品集を発行 ・ 家庭の日絵画ポスター展を開催 ・ だいが青少年育成町民会議だよりを発行 ・ 町内各世帯から会費の徴収

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		一般会計	過疎計画における事業名
	款	9	教育費	記載なし
	項	5	社会教育費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	1	社会教育総務費	
	事業名		社会教育総務費	

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	0	0	0	0	0	0

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

・ 会費等を徴収しないことで、町民は青少年育成活動に対する意識が薄れてしまうという懸念もあるが、与えられた予算内での事業実施が望ましい。
 ・ 各地区会議への助成については、町補助金事業で対応し事業に見合った助成を行う。

No.	21
-----	----

担当課等	水道課
------	-----

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(2) 持続可能で快適なまちづくりの推進
	③ 安定した水の供給体制の整備

I 事務事業の内容

事務事業名	基金等の運用	
事務事業内容	対象	基金等の定期預金
	目的	基金等の手持ち資金を原資とした有利な運用を図り、運営資金の確保に寄与する。
	実施方法及び執行計画	基金等の手持ち資金350,000千円について、最も年利が高い町内金融機関を選考し、7月～翌年7月周期の定期預金として運用する。 H30：350千円 H29.7.10～H30.7.10、0.10%（JA常陸） R1：210千円 H30.7.10～R1.7.10、0.06%（JA常陸） R2：175千円 R1.7.10～R2.7.10、0.05%（JA常陸） R3：175千円 R2.7.13～R3.7.13、0.05%（JA常陸） R4見込：105千円 R3.7.13～R4.7.13、0.03%（JA常陸）

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名		水道事業会計	過疎計画における事業名
	款	1	水道事業収益	
	項	2	営業外収益	根拠法令（条例，要綱等）
	目	2	受取利息及び配当金	
	事業名		定期預金利息	

III 事業費

開始：平成30年度

終了：0

（単位：千円）

年度	事業費（予算）	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	175	0	0	0	0	175

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

水道料金の値上げを回避するために、あらゆる収入の確保策及び経費の削減策を講じなければならない。運用方法の改善は、少額ではあるが収入の確保策として有効な手段である、

No.	22
-----	----

担当課等	消防本部
------	------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(1) 災害に強く安全なまちづくりの推進
	④ 消防・救急体制の強化

I 事務事業の内容

事務事業名	住宅用火災警報器の設置推進	
事務事業内容	対象	町内全世帯
	目的	住宅火災による死者の多くが就寝時間帯に逃げ遅れにより発生していることから、早期に火災の発生に気づき、逃げ遅れによる死者を防ぐため
	実施方法及び執行計画	住宅用火災警報器設置推進に係る担当会議年度内2回開催 広報誌やFMだいごの活用、街頭広報及び消防団員、婦人防火クラブ員による戸別訪問・チラシの配布、福祉課との高齢者世帯等火災警報器配置事業の推進

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般	過疎計画における事業名	
	款	8	消防費	
	項	1	消防費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	2	非常備消防費	消防法第9条の2 大子町火災予防条例第29条の2
	事業名	住宅用火災警報器設置推進		

III 事業費

開始：平成24年

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	26	0	0	0	0	26

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

火災における死傷者を少しでも減らすには、火災の煙がいかに危険性が高いものかを町民一人一人に理解していただくなど、防災意識の高揚を継続的に図っていく必要がある。

No.	23
-----	----

担当課等	消防本部
------	------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(3) 誰もが健やかに暮らせる安心なまちづくりの推進
	④ 消防・救急体制の強化

I 事務事業の内容

事務事業名	消防施設・設備の整備	
事務事業内容	対象	防火水槽
	目的	防火水槽設置に伴う設置場所の土地分筆登記
	実施方法及び執行計画	次年度内大野字宮ノ前地内及び冥賀字柳田地内と北田気地内大子町新庁舎敷地内の3箇所に防火水槽を設置予定のための、民有地2箇所の土地分筆登記をする。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名
	款	8	消防費
	項	1	消防費
	目	3	委託料
	事業名	土地分筆登記	消防法 消防水利の基準

III 事業費

開始：

終了：

(単位：千円)

年度	事業費(予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	1,201	0	0	0	0	1,201

IV 担当所属長意見 (必要性, 緊急性等を含む)

消防水利の確保は、被害の軽減及び災害活動の安全確保からも絶対条件のため、消防水利の整備は必要である。

No.	24
-----	----

担当課等	消防本部
------	------

令和 3 年度 事務事業評価調査書

総合計画	第1章 誰もが安心・安全に暮らせる思いやりに満ちたまちづくり
	(1) 災害に強く安全なまちづくりの推進
	④ 消防・救急体制の強化

I 事務事業の内容

事務事業名	救急救命士の新規養成事業	
事務事業内容	対象	消防職員
	目的	救急業務の高度化及び救命士の搭乗率確保
	実施方法及び執行計画	救急救命士有資格者の救急出場搭乗率をあげるため、計画的に職員の救急救命士養成予定であるが有資格者の職員採用で調整しながら養成計画を進める。

II 予算区分及び過疎計画における区分

予算区分	会計名	一般会計	過疎計画における事業名	
	款	8	消防費	
	項	1	消防費	根拠法令（条例，要綱等）
	目	1	常備消防費	救急救命士法
	事業名	救急救命士の養成事業		

III 事業費

開始：

終了：

（単位：千円）

年度	事業費 (予算)	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他()	一般財源
当該年度	0	0	0	0	0	0

IV 担当所属長意見（必要性，緊急性等を含む）

今後も定期的に職員の救命士の養成研修に派遣して、救急救命士の搭乗率を確保する必要がある。

○大子町行政評価実施要綱

平成25年9月1日

告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、町が行う事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の観点から客観的に分析し、検証を行うこと（以下「行政評価」という。）の実施に關して必要な事項を定めることにより、事務事業の効果的かつ効率的な推進及び行政運営の透明化を確保することを目的とする。

(対象事務事業)

第2条 行政評価の対象となる事務事業は、町が行う全ての事務事業の中から、年度ごとに副町長が必要性を勘案して選定するものとする。

(評価方法)

第3条 所属長は、前条の規定により選定された事務事業のうち所掌する事務事業について評価を行い、事務事業評価調査書（別記様式。以下「評価書」という。）を毎年度出納整理期間終了後、速やかに町長に提出しなければならない。

(事務事業評価委員会)

第4条 前条の規定により提出された評価書の内容を客観的に審査するため、大子町事務事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員は、委員長、副委員長1人及び委員3人をもって組織する。

3 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務課長

(2) まちづくり課長

(3) 財政課長

5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

8 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(審査)

第5条 委員会は、審査上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、必要に応じて再評価を所属長に指示することができる。この場合において、所属長は再評価したものを、改めて町長に提出するものとする。

3 委員会は、最終的な審査結果を町長に報告するものとする。

(公表)

第6条 町長は、前条の規定により委員会から報告があったときは、その内容を町議会に報告するとともに広報紙又は町ホームページにより広く町民に公表するものとする。

2 所属長は、所掌する事務事業に関する評価を事業の見直し及び改善に反映させるとともに、効果的な事務事業の展開を図るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。